

住居確保給付金のご案内

離職や自営業の廃止、又は、個人の責に帰すべき理由や都合によらない就業機会の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、住居喪失又は喪失するおそれのある人に対して、家賃相当分(住居確保給付金)を不動産業者等の口座へ振り込むことにより、支給決定者に対する支給とします。

【支給対象者が拡大されました】

- ・離職や廃業から2年以内の人
又は
- ・休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況の人



○住居確保給付金の支給家賃額（支給期間：原則3か月・最長9か月）

古河市		
支給家賃額／月 (上限額)	単身世帯	35,400円
	2人世帯	42,000円
	3～5人世帯	46,000円

○主な支給要件（下記の基準以外にも要件がありますので、詳しくはご相談ください。）

世帯員全員の月収合計額は収入基準額（※）以下、かつ、世帯員全員の預貯金等の合計額は資産基準額（※）以下ですか。

世帯人数	古河市	
	収入基準額（※）の目安	資産基準額（※）の目安
単身世帯	116,400円	486,000円
2人世帯	166,000円	744,000円
3人世帯	205,000円	954,000円
4人世帯	243,000円	1,000,000円

【問合せ】

古河市生活支援センター（古河市社会福祉協議会）

古河市駒羽根1501（健康の駅） TEL:0280-92-7017 FAX:0280-33-6777

メール:seikatsu@koga-syakyo.jp

自立相談支援機関一覧

